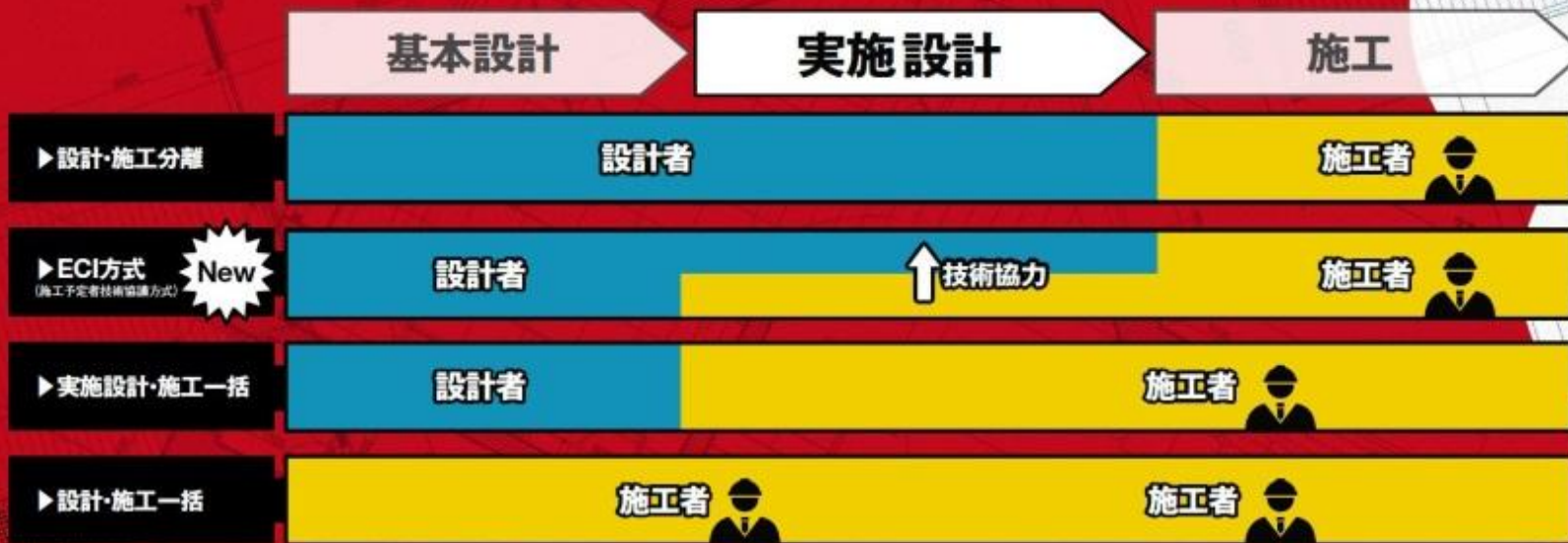


# DB、ECIが増加

日経アーキテクチャ2014年10月10日号特集「再編される実施設計」から

崩れゆく設計・施工分離の原則



最適なプロジェクト方式は何か？(発注者)



工事費高騰、職人不足…

実施設計の仕事がなくなる？(設計者)



6月に施行された改正公共工事品質確保促進法では、発注者となる自治体が多様な入札・契約方式を選択できるようになった。一部の設計事務所からは「仕事がなくなる」との懸念も聞かれる。(資料:東洋経済に本誌が寄稿)

■改正品確法が新たに発注者に課した主な責務

# 品確法が成立

日経アーキテクチャ

2015年6月10日号ニュースから

■「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が2014年5月に成立。

■目的は、品質確保の担い手である施工者、設計者が人材の確保、育成をしやすいすること。

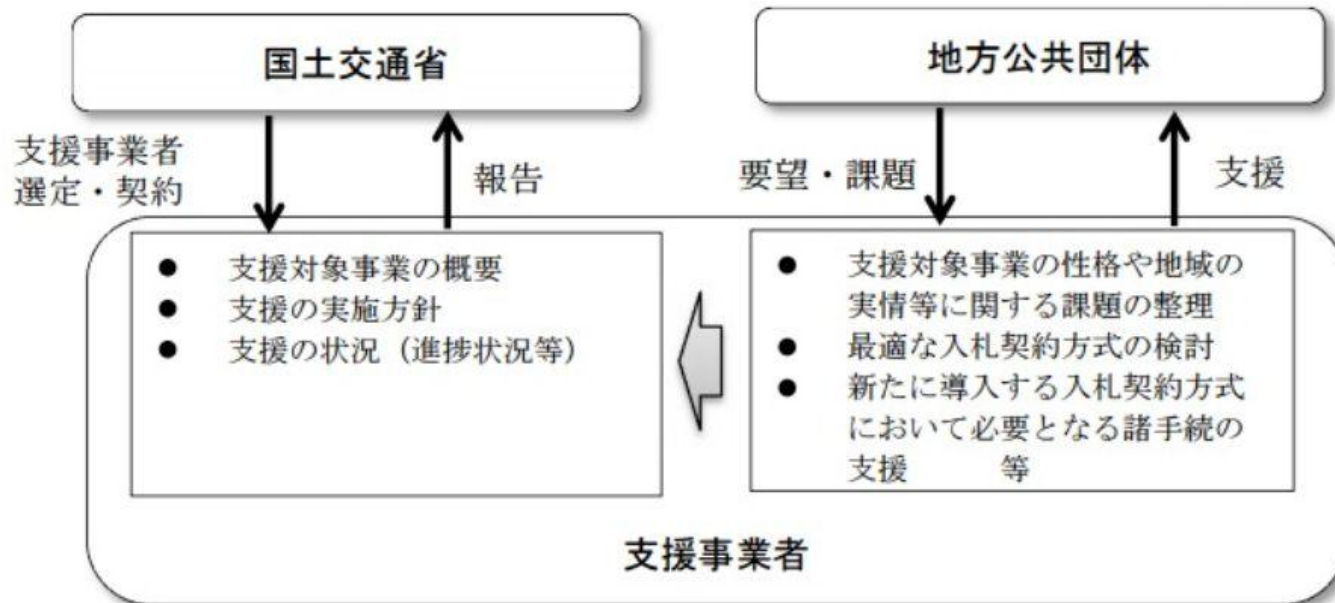
■施工者が適正な利潤を得られるよう発注者に求めている。

項目	概要（品質確保のために行うべきこと）
3条4項 品質確保につながる入札・契約方法の選択	発注者の能力および体制を考慮しつつ、工事の性格、地域の実情などに応じて多様な入札および契約方法のなかから適切な方法を選択することで品質を確保する
3条6項 完成後の維持管理	公共工事の品質を、完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他の維持管理によって、将来にわたり確保する
3条8項 ダンピングの防止	その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止する
3条10項 労働環境の改善	受注者を含む請負契約の当事者は、工事に従事する者の賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が改善されるように配慮する
3条11項 調査・設計関連の有資格者に対する評価	公共工事に関する調査（点検および診断を含む）、設計に取り組む技術者などの能力が、保有する専門資格などによって適切に評価され、活用されるようにする
7条1～6項 公共工事の担い手の中長期的な育成・確保	(1) 施工者が適正な利潤を確保できるように予定価格を適正に定める (2) 入札不調が生じた場合には参加者から見積もりを取るなどして、予定価格を修正し、速やかに契約を締結するよう努める (3) 請負金額が安くなりすぎないように、最低制限価格の設定などの措置を講じる (4) 計画的に発注し、適切な工期を設定するよう努める (5) 設計図書の施工性に問題が生じた場合には、必要に応じて設計の修正、および請負金額や工期の変更を行う (6) 完成後一定の期間が経過した公共施設に対して、施工状況の確認や評価を必要に応じて実施するよう努める
15条2項 技術提案の負担に対する配慮	入札への参加者に技術提案を求める場合には、提案の負担に配慮する

# 自治体を国が支援、多様な入札契約方式

ケンプラッツ2015年6月9日付ニュースから

- 自治体からモデル事業を募集。2014年度から。
- 建設コンサルタント会社などを「支援事業者」として選定。自治体に派遣し、要望を踏まえて課題解決。
- ECI方式や、維持管理業務の包括発注方式などを適用する工事を想定。



# 東京都、五輪会場整備にDB

ケンプラッツ2014年7月14日付ニュースから

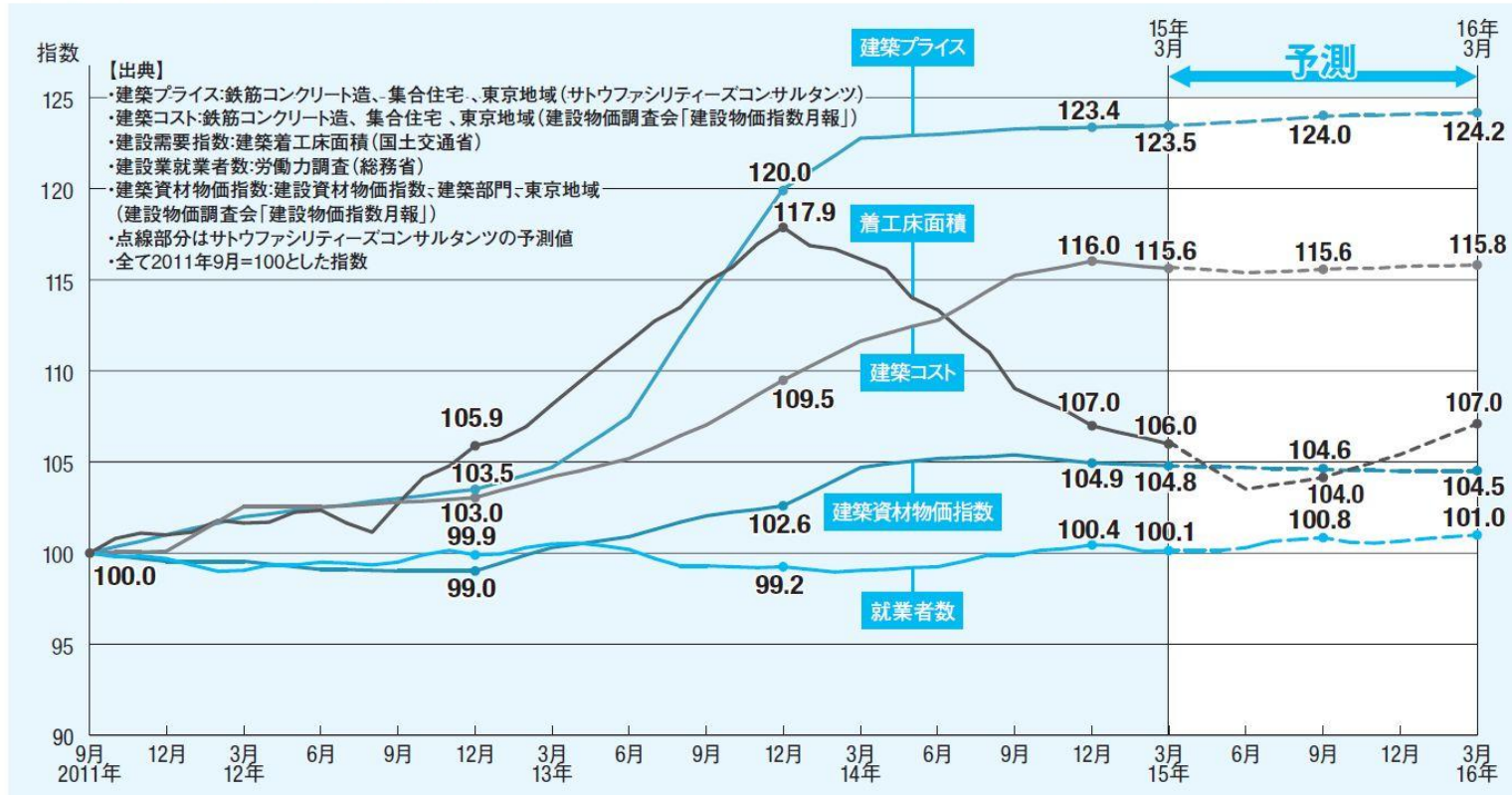


■ 特殊な施設、施工難易度の高いもの、時間的猶予が少ないものに限定。「あくまで五輪会場施設に限定し、他の施設に展開する考えはない」（都経理部）

# コスト上昇に一服感

日経アーキテクチャ2015年5月25日号「先読みコスト&プライス」から

着工床面積は6月以降に回復と予測



14年に引き続き、15年も着工床面積は減少傾向にある。だが6月以降は、住宅を中心に回復すると予測する

(資料:サトウファシリティーズコンサルタンツ)

# 民間案件でもDB急増中

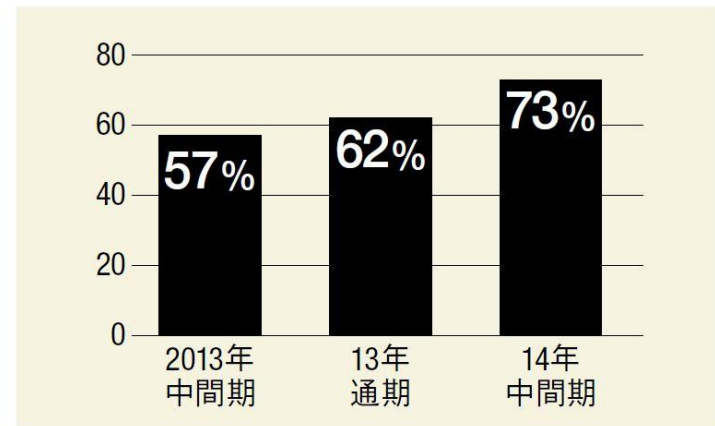
日経アーキテクチャ2014年9月10日号特集「五輪戦線異状あり」から

■「当初は設計事務所が設計を担当していた民間大型案件で、途中でDB方式に切り替えた例がある」（鹿島の伊藤仁・建築管理本部副本部長）

■「コストと工期を早期に確定できるため、事業者のニーズが増えている」（竹中工務店の関谷哲也・経営企画室長）

●DBの優位な状況が当面は続くか

竹中は1年間でDB比率が急増



建設受注高に占める設計・施工一貫比率の推移。中間期は6月30日時点、通期は12月31日時点のもの（資料：竹中工務店）

「設計事務所は本当に要るのか？」

= 発注者が必要としている設計事務所の業務とは

「建設会社は発注者の全面信頼を  
得ることはできないのか？」

= 発注者が川上段階で建設会社に求めている業務とは